

高知県内の入札談合事案を踏まえた 入札・契約手続きの見直しに係る試行について

平成24年1月21日

総務部 契約課
企画部 技術調査課

当面の再発防止策 (H24. 10. 17)

- 公取からの改善措置要求を受け、背景・原因を踏まえた全般的な再発防止策は引き続き検討 ⇒ H24. 11. 22付本省事務連絡
- 今回の事態を深刻に受け止め、直ちに実施すべき対策を緊急的にとりまとめたところ

1. コンプライアンス推進の強化

2. 入札契約手続きの見直し

- (1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底
- (2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しを検討

3. 情報管理の徹底

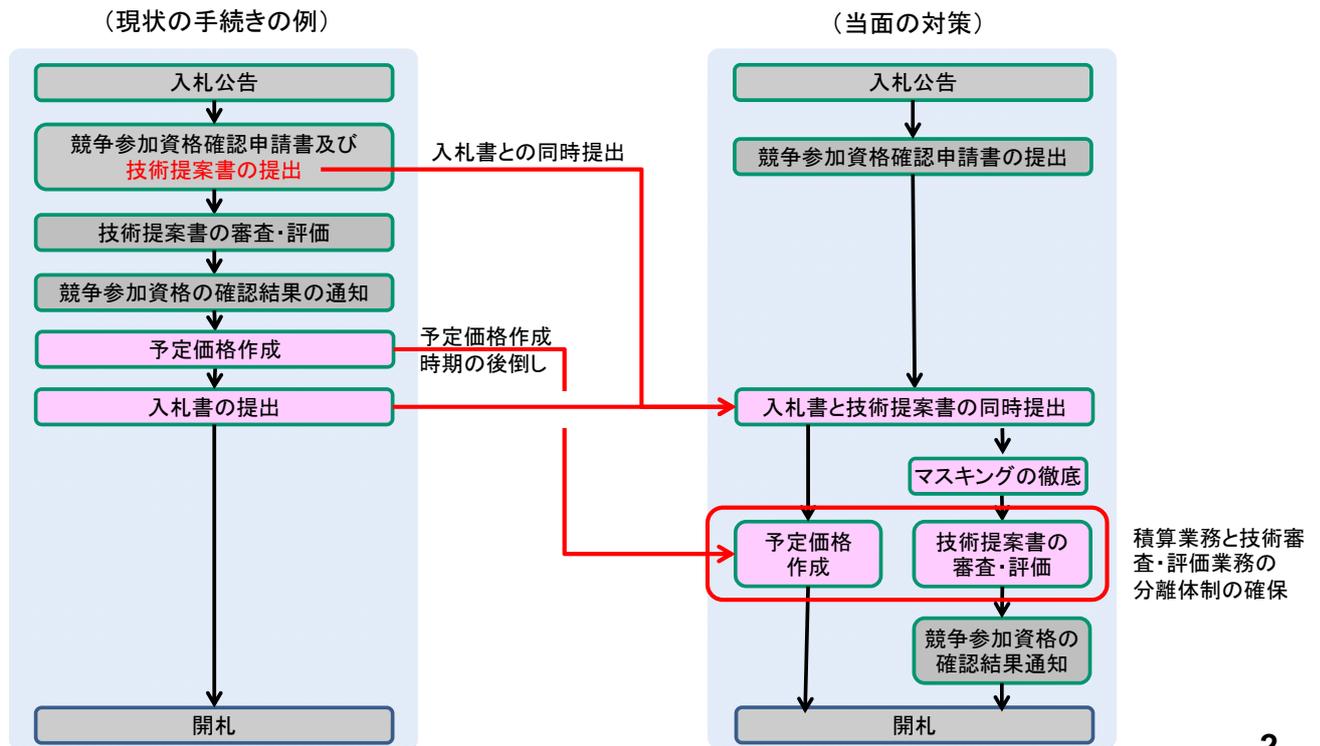
4. ペナルティの強化

5. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

6. 再就職の自粛要請

試行方法

- (1) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出
- (2) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- (3) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底



2

関東地整における試行対象工事の選定について (予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出)

本試行における試行対象工事の選定は以下による。ただし、補正予算により発注する工事は本試行の対象としないものとする。

- (1) 今年度発注予定工事で①～③の事項を全て満たす工事のうち、各事務所で実施可能な工事1件を選定し実施するものとする。
 - ① 分任官発注工事
 - ② 一般土木工事
 - ③ 「総合評価落札方式（試行：二極化）の試行方針(案)」に基づき「施工能力評価型」を適用可能な工事
- (2) (1)で選定する工事が無い場合は、来年度発注予定工事で上記①～③の事項を全て満たす工事のうち、実施可能な工事で早期に実施するものとする。
- (3) その他の工事であっても、各事務（管理）所長が必要と認める場合には試行できるものとする。

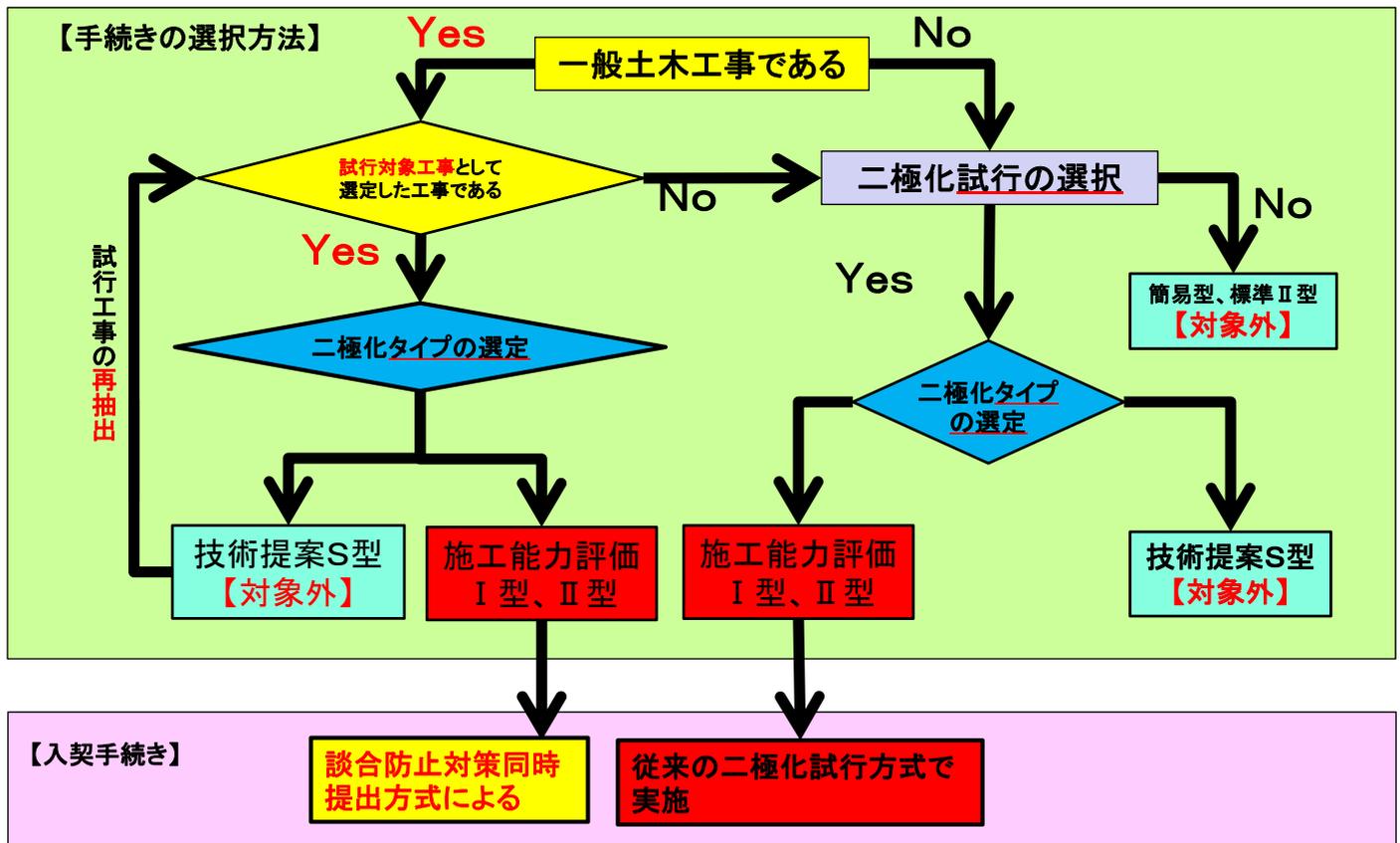
3

分任官工事のH25年1月以降の発注方針

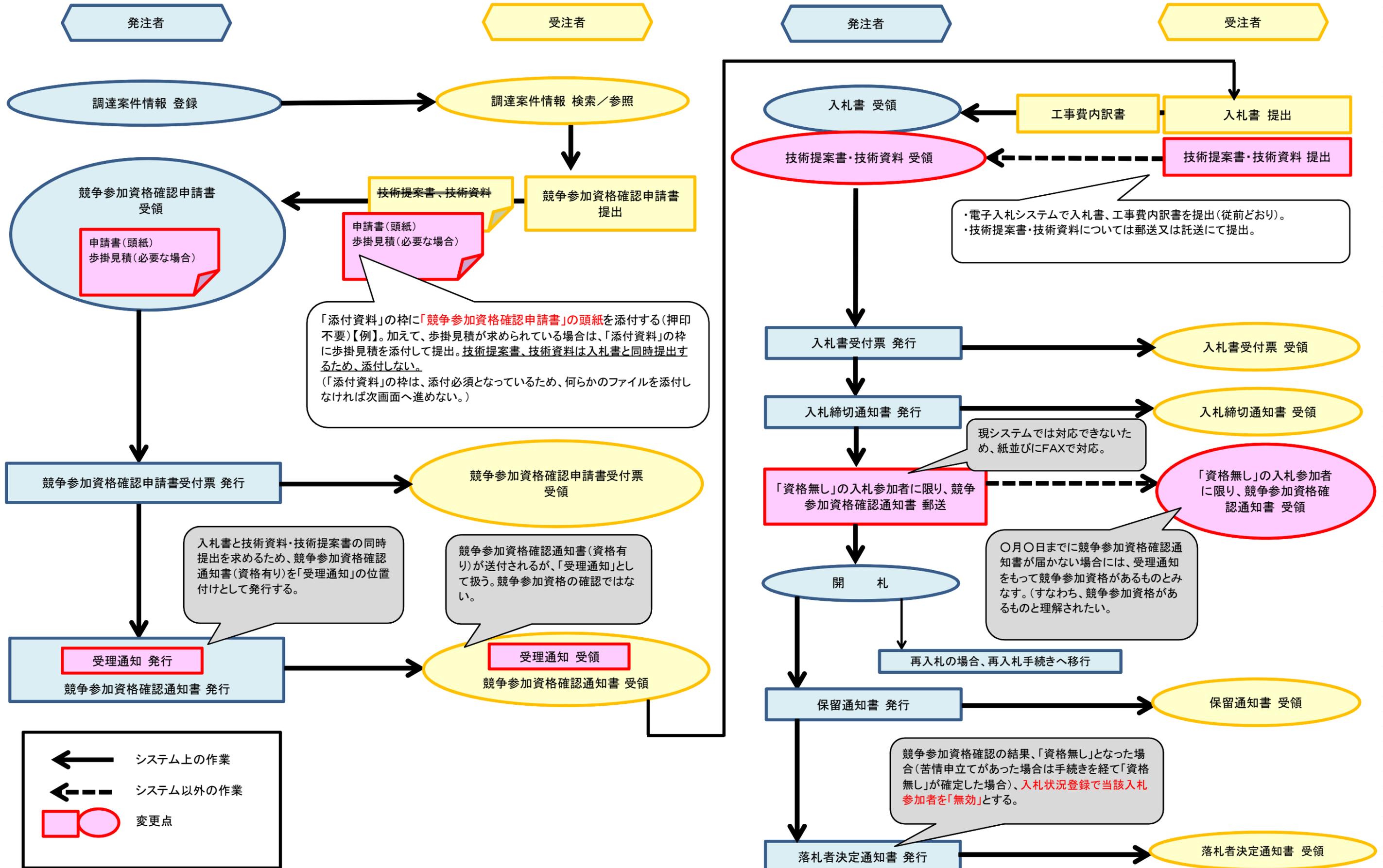
分任官工事のH25年1月以降の発注方針

	現行方式		二極化方式		
	簡易型	標準Ⅱ型	施工能力評価型		技術提案評価型
			Ⅰ型	Ⅱ型	S型
一般土木	1月以降手続き開始の一般土木工事の中から試行対象工事を選定する。 (実施可能な工事で1件を選定)		談合防止対策を踏まえた手続きの見直しにより行う。 (実施可能な工事で1件を選定)		
維持工事	・試行対象工事以外は従来の通常手続きにより行う。 ・H25年度から二極化に移行する。 (移行時期は今後調整)				
その他土木工事	・H24年度中は従来の通常手続きにより行う。 ・H25年度から二極化に移行する。 (移行時期は今後調整)				
営繕工事					
電気、機械工事					

分任官工事試行選定フロー

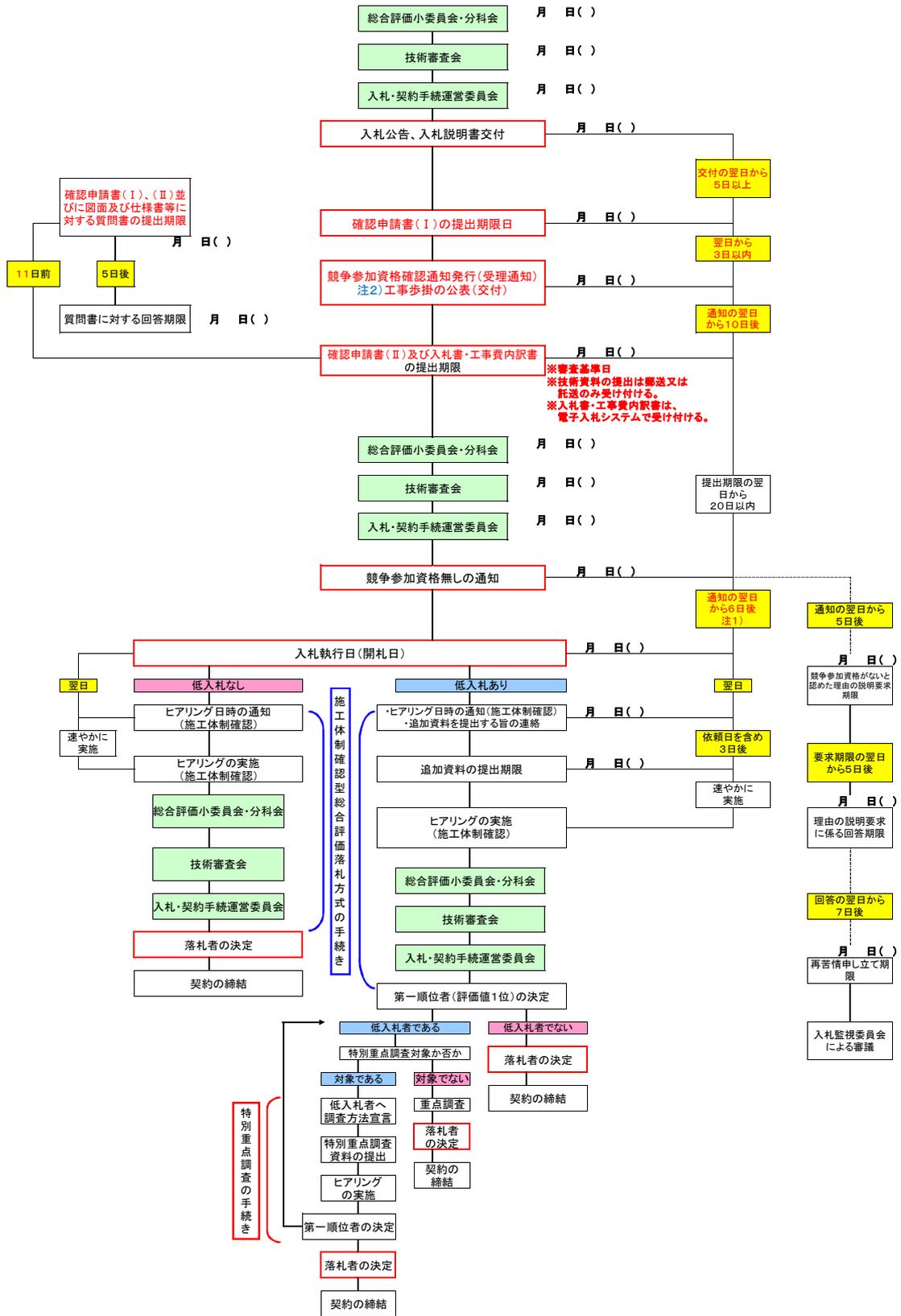


現行システムでの対応策(総合評価落札方式に係る当面の対策)



同時提出試行 [施工能力評価 I・II型] の手続きスケジュール: 従来の「簡易型」

工事件名: ○○○○工事



着色部分は、土曜、日曜及び祝日を含めず、必要日数を確保する。

□は、実施する場合。

注1) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合には、必要に応じて延期するものとする。

注2) 対象歩掛を公表する場合。なお、対象歩掛は下記のとおり。
 ① 局特別調査(建設物価調査会、経済調査会)結果により決定した歩掛
 ② 施工実績のある業者に見積依頼、徴収して採用した歩掛
 ③ 地整独自の運用歩掛等を使用した歩掛